

2024年度 岡山県立岡山東商業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動

運動部男子（10部）：野球、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バレーボール、陸上競技、
バスケットボール、ボート、バドミントン

運動部女子（10部）：ソフトボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バレーボール、陸上競技、
バスケットボール、ボート、バドミントン

文化部（17部）：演劇、ダンス、吹奏楽、書道、美術、簿記、珠算、ワープロ、コンピュータ、
放送、写真、映画研究、茶道、華道、新聞、文芸、ESS

2 目標

- (1) 生涯にわたって運動に親しむとともに、健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する。
- (3) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。
- (4) 目標の達成を目指して、主体的に活動していく中で、技術力・競技力等の向上やたくましく未来を拓く人材の育成を図る。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・原則、週あたり2日の休養日を設け、週末は、土日のどちらかを休養日とする。
大会等により、土日いずれも活動する場合は、別週に振り替え休養日を設けることとする。
ただし、原則を外れる場合は補足のとおりである。
- ・部内でグループ別に練習する場合は、休養日や活動時間をグループごとに設定できる。
- ・定期テストの1週間前からは、原則として活動中止とする。
ただし、大会が近い場合は届け出により1～2時間程度の活動許可を得る。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則として活動しないこととする。
ただし、大会が近い場合は届け出によりの活動許可を得る。

(2) 活動時間

- ・活動時間とは効果が期待される時間で、移動、準備、片付け、ミーティング、練習試合等における間の休憩・見学等は含まない
- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
ただし、原則を外れる場合は補足のとおりである。
- ・大会期で、活動時間の延長を希望する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
(原則、大会の1週間前)
- ・下校時刻を19時30分とする。

(3) 遠征、合宿等

- ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、運動部については高体連（高野連）主催又は共催する大会、文化部については商業教育協会（高教研商業部会）主催又は共催する大会、高文連主催又は共催する大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等を根絶するための取組

- ・顧問は、生徒の成長をサポートするための指導に努め、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・年2回程度、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について

- ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。

(3) 部費等の取扱いについて

- ・部費等の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。

(4) その他

- ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

補足

「岡山県立岡山東商業高等学校 部活動に係る活動方針」に示す原則を外れる場合

(1) 休養日

- ア 本校の特色づくりの観点から、次の部活動については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

該当する部活動

運動部男子：野球、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バレーボール、陸上競技、バスケットボール、バドミントン

運動部女子：ソフトボール、ソフトテニス、卓球、柔道、剣道、バレーボール、陸上競技、バスケットボール、バドミントン

文化部：吹奏楽、演劇、書道、美術、写真、ダンス、簿記、珠算、ワープロ、コンピュータ

- イ 特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、生徒の能力・適正や、健康・安全に十分配慮することで、休養日を週当たり1日以上とすることを認める。

該当する部活動：ボート

(2) 活動時間

- ・特殊な場所や環境での活動が必要なことから、次の部活動については、平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限として活動することを認める。ただし、この場合においても、週当たり活動時間の上限は16時間程度とする。

該当する部活動：ボート